

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4		府省庁名	文化庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	地域における文化観光の推進に資する文化財（古民家等）の取得に係る特例措置の創設			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号。以下「文化観光推進法」という。）に基づき認定された拠点計画又は地域計画に記載された事業において、当該事業の実施主体（文化資源保存活用施設の設置者又は文化観光推進事業者）が取得する重要文化財等（※）の文化財に係る不動産</p> <p>（※）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法の規定によって重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物として指定された文化財</li> <li>・ 同法第五十八条第一項に規定する登録有形文化財、同法第九十条第三項に規定する登録有形民俗文化財若しくは同法第百三十三条に規定する登録記念物である文化財</li> <li>・ 同法第百四十二条に規定する伝統的建造物群保存地区又は同法第百四十四条第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある伝統的建造物</li> <li>・ 旧重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定により認定された文化財</li> <li>・ 同法第百八十二条第二項の規定に基づく条例により地方公共団体が指定した文化財</li> <li>・ 同法第百八十三条の三第五項の規定により認定された文化財保存活用地域計画に係る文化財</li> </ul> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>対象となる不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずる。</p>			
関係条文	地方税法第73条の4第3号			
減収見込額	[初年度] ▲20.3 [改正増減収額] —	( — )	[平年度] ▲20.3	( — ) (単位：百万円)
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>地域における文化観光の推進により、文化についての理解を深める機会を拡大し、これによる国内外からの観光旅客の来訪を促進することで、文化の振興を観光の振興、地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>文化観光推進法に基づき、文化施設の機能強化や、地域一体となった取組を進めていくこととしているところ、文化資源保存活用施設の設置者や文化観光推進事業者が地域の文化資源を活用して、国内外からの観光旅客の来訪や地域における滞在、消費を促進することにより、文化の振興・観光の振興・地域活性化の好循環の効果を一層高めることが重要であり、文化資源である文化財の取得について特例措置を講ずることにより、その活用を促進する必要がある。</p>			

○経済財政運営と改革の基本方針 2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～（令和2年7月17日閣議決定）

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

（2）地域の躍動につながる産業・社会の活性化

① 観光の活性化

ポストコロナ時代においてもインバウンドは大きな可能性があり、2030年に6000万人とする目標等の達成に向けて、観光先進国を実現するために官民一丸となって取り組む。

各国との人的交流回復までの時間を活用して、空港やC I Q60など入口の整備、多言語表記などストレスフリーで観光できる環境整備、スノーリゾート整備や文化施設（※）・国立公園などの観光資源としての更なる活用等、新たなコンテンツづくりに取り組む。高額な消費を行う旅行者をも念頭に宿泊施設の整備や経営内容の見直し、外国人接客能力の向上、体験型アクティビティの更なる充実など着地整備を促す。

（※）国立劇場の再整備に向けた検討や、博物館・美術館等の文化施設の機能強化を含む。

○成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

6. 個別分野の取組

ix) 観光・スポーツ・文化芸術③ 文化芸術資源を活用した経済活性化

イ) 文化芸術資源を核とした地域活性化

・博物館と持続可能な開発目標の関係を打ち出した国際博物館会議京都大会 2019 のレガシーを活かした国際交流の促進や、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（2020年5月1日施行）等を活用し、文化資源の魅力向上とともに、文化施設の機能強化や地域が一体となった文化観光の推進等を図る。

○まち・ひと・しごと創生基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）

4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

（1）活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

②地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

(c)文化によるまちづくり

・文化施設の拠点としての機能強化や、これを核とした地域が一体となった文化観光を推進する。

本要望に  
対応する  
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 12 文化芸術の振興 施策目標 12-2 文化芸術を通じた創造的で活力ある社会の実現 施策目標 12-3 文化芸術を通じた心豊かで多様性のある社会の実現
	政策の達成目標	地域の文化資源の活用を促進することにより、文化の振興を観光の振興、地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	地域の文化資源の活用を促進することにより、文化の振興を観光の振興、地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出する。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	5件程度
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を講じることにより、文化観光推進法の認定計画に基づいて行われる事業において、文化資源である文化財の取得が促進され、地域における文化資源の一層の活用につながる。さらに、こうした文化観光の推進が、文化の振興・観光の振興・地域の活性化の好循環の創出につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・文化観光推進事業（予算） 3,000百万円（1,490百万円） 文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の策定・実施のための事業について支援を行う。 ・企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金）の拡充（財政投融资） 認定拠点計画に基づく文化観光拠点施設機能強化事業又は認定地域計画に基づく地域文化観光推進事業を実施するために必要な設備資金及び長期運転資金について低利融資を行う。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置により、認定を受けた拠点計画・地域計画に基づき実施される事業に対し、博物館コレクション等の磨き上げ（調査・データベース・多言語化等）、Wi-Fi・キャッシュレスの整備、学芸員等の確保、地域一体となった観光コンテンツの造成、文化体験や宿泊のパッケージツアーの企画、地域内の文化施設や文化資源を連携させた誘客イベント等の企画等について支援を行うこととしており、本措置と相まって着実な文化観光の推進を図るものである。 また、上記の低利貸付制度により、文化施設や事業者の資金調達の円滑化を図り、地域経済の活性化の好循環を創出するとともに、民間金融機関からの融資を促進する土壌を形成することとしており、本措置と相まって着実な文化観光の推進を図るものである。

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>本施策は、訪日外国人旅行者数 2030 年 6,000 万人、訪日外国人旅行消費額 2030 年 15 兆円等の政府目標の達成に資するため、文化観光推進法に基づく取組における文化の振興・観光の振興・地域活性化の好循環の創出の効果を一層高める観点から、地域の文化資源の活用に当たったの初期費用を低減することにより、地域の文化資源の活用を促進するものであるところ、文化観光推進法に基づき認定された拠点計画又は地域計画に記載された事業において取得する文化財に限定して特例を講じるものであり、税制特例措置として妥当である。</p>
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>—</p>	
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>—</p>	
<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>—</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>—</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>—</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>	